

## 至誠館大学進路支援委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学学則第7条の規定に基づき、至誠館大学進路支援委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の進路支援についての基本方針に関する事項
- (2) 学生の進路指導に関する事項
- (3) 学生の進路先の開拓に関する事項
- (4) 進路相談室の運営に関する事項
- (5) 学生の進路支援に係る調査及び連絡調整に関する事項
- (6) その他学生の進路支援に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学生委員会に所属する教員若干名
- (2) 教育職員の中から学部長が指名する者
- (3) 学務課長
- (4) その他学部長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 前条第1号、第2号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員長及び副委員長2名を置き、委員長は第3条第1項第2号及び第4号に掲げる委員の中から学部長が指名する。副委員長は委員長が委員のうちからキャンパスごとに1名指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 第3条第1項第2号及び第3号の委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理者を出席させることができる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会以外の出席)

第7条 委員長が特に必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じて部会等を置くことができる。

2 部会等に関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

制定	平成19年	4月	1日	(制定)
改正	平成26年	4月	1日	(第1回改正)
	平成31年	4月	1日	(第2回改正)
	令和6年	4月	1日	(第3回改正)